

事務連絡
平成31年1月31日

地域密着型サービス事業所 管理者 様

今治市健康福祉部
高齢介護課長

介護サービス事業所等におけるインフルエンザ対策の徹底について

日頃から本市の福祉行政の推進に格別の御協力をいただき、御礼申し上げます。

この度、愛媛県内の社会福祉施設においてインフルエンザの集団感染が発生し、入所者等が死亡する事例が発生しました。

つきましては、「今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成30年11月8日付け健感発1108第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の各施策の実施の徹底について、改めて御確認いただくとともに、対策を徹底してください。

また、次に掲げる事態が発生した場合には、速やかに管轄保健所に連絡、報告してください。

- 同一の感染症又はそれらによると疑われる死亡者又は重症患者が1週間に2名以上発生した場合
- 同一の感染症又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- 上記に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設が報告を必要と認めた場合

なお、厚生労働省から発出されております下記参考資料も併せて御確認いただき、対策を徹底してください。

【参考資料】

- 平成30年度 今冬のインフルエンザ総合対策について（厚生労働省専用ページ）
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/>
- 医療機関における院内感染対策について
<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/hourei/dl/141219-1.pdf>
- 医療機関等におけるインフルエンザ対策の徹底について
<https://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/hourei/2010/11/dl/info1111-01.pdf>
- 医療施設における院内感染対策マニュアル作成のための手引き
<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/i-anzen/hourei/>
- インフルエンザ施設内感染予防の手引き
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki25.pdf>
- 高齢者介護施設における感染対策マニュアル（平成25年3月）
<https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/>
- 社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/norovirus/dl/h170222.pdf>